中間前払金に係る手続の流れ

出納室

請　負　者

1. 認定申請

工　事　担　当　課

保　証　事　業　会　社

1. 認定調書交付　　　　 ③保証契約締結

⑥請求書・保　　　　　⑤請求書・保証証

証証書送付　　　　　　書の受理　　　　　　　 ④保証証書交付

1. 中間前払金支払
2. 請負者は、中間前払金を請求しようとするときは、工事担当課に対し、認定申請書に工程表及び工事工程月報を添えて提出する。
3. 工事担当課は、請負者から認定申請書の提出があったときは、速やかに条件を満たしているかどうかを確認し、条件を満たしている場合は、提出があった日の翌日から起算して７日以内に請負者に対し、認定調書を交付する。
4. 請負者は、藤枝市から交付を受けた認定調書により、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結し、中間前払金保証証書の発行を申請する。
5. 保証事業会社は、請負者と締結した中間前金払保証契約により、請負者に中間前払金保証証書を交付する。
6. 請負者は、請求書に保証事業会社の発行した中間前払金保証証書（原本）を添えて、工事担当課へ提出する。
7. 工事担当課は、支出命令票を起案する（添付資料は請求書と契約書の写し及び

中間前払金保証証書）。

1. 請負者から中間前金払の請求を受けた日から起算して１４日以内に請負者の指 定する金融機関に中間前払金を振り込めるように処理する。